

令和2年2月21日

会 員 各 位

(一社)兵庫県宅地建物取引業協会 芦屋・西宮支部  
支 部 長 新 谷 勝 彦

## 従業者名簿のご確認について

拝啓 立春の候 皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、支部運営にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成31年度定時総会での支部運営協力費徴収案が承認されたことにより、5月20日の幹事会において運営協力費徴収規程を定めました。

つきましては、令和2年度から運営協力費の徴収をスタートするにあたり、徴収基準となる「従業者名簿」の確認をお願いいたします。変更がある場合、現状の従業者名簿を送付願います。ご不明な点がある場合、支部事務局にご確認ください。

ご多忙のところ申し訳ございませんが、円滑な請求事務実施のためご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

請求対象	3月31日現在従業者名簿に代表者以外の登録従業者がある場合 (代表者を含め2名以上の場合)	
金 額	上期 1,000円×6カ月=6,000円	下期 1,000円×6カ月=6,000円
方 法	口座振替の場合 5月下旬案内ハガキ送付 振替手続未了の場合 5月下旬請求書送付	口座振替の場合 11月下旬案内ハガキ送付 振替手続未了の場合 11月下旬請求書送付

(参考)

【宅建業法第48条第3項】

宅地建物取引業者は、国土交通省令で定めるところにより、その事務所ごとに、従業者名簿を備え、従業者の氏名、第一項の証明書の番号その他国土交通省令で定める事項を記載しなければならない。

【同法施行規則第17条の2】

2 [法第四十八条第三項](#)に規定する従業者名簿の様式は、別記様式第八号の二によるものとする。

様式では、記載事項に変更があった場合には2週間以内に記載することとなっており、支部にもその写しの届出をお願いしております。

従業者名簿の様式は、兵庫宅建会員ページ <http://www.htk.or.jp/member/>

(ID:hyoutaku PW:4018)からもダウンロードが可能です。

<連絡先>

〒662-0917 西宮市与古道町1-10

(一社)兵庫県宅地建物取引業協会 芦屋・西宮支部

TEL : 0798-36-2365

FAX : 0798-36-5959

E-Mail : member@htn.jp

## 運営協力費徴収規程

(一社) 兵庫県宅地建物取引業協会芦屋・西宮支部

この規程は、定款施行規則第54条第3項及び支部運営細則第7条、第8条に基づき、支部の運営協力費を徴収・返還するものとし、次のとおり定める。

第1条 登録代表者1名以外の従業者を擁する会員から、運営協力費として月額1,000円を徴収する。

(1) この場合の従業者とは、従業者名簿(業法第48条第3項)に記載されている者をいう。

(2) 徴収対象の会員は、従業者の人数に関わらず一律月額1,000円の徴収とする。

第2条 従業者数の算出基準日は、毎年3月31日現在とする。

第3条 運営協力費の徴収は、協会本部の徴収時期に合わせ上期・下期2回とし、年度途中における従業者の増減には徴収又は返還を行わないものとする。

第4条 新規入会及び転入の場合は、入会及び転入月以降その年度末までの運営協力費を徴収するものとし、退会及び転出の場合は、退会及び転出翌月以降の徴収済金額を返還するものとする。

第5条 この規程の改廃は、幹事会の決議によるものとする。

### 附 則

1. 支部の運営協力費徴収については、平成31年度(令和元年度)定時総会(平成31年4月26日開催)において承認され、実施時期は令和2年4月1日からとする。
2. この規程は、令和元年5月20日開催の第3回幹事会において承認され、即日施行する。